

## 蟹江町防犯カメラ等設置費補助金交付要綱

平成26年5月27日

要綱第7号

改正 平成28年3月28日要綱第18号

改正 平成31年3月22日要綱第22号

改正 令和3年3月22日要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、蟹江町内における防犯カメラの設置推進のため、新たに防犯カメラを設置する者に対し、予算の範囲内において交付する蟹江町防犯カメラ等設置費補助金（以下「補助金」という。）について、蟹江町補助金等交付要綱（昭和53年蟹江町要綱第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ等 犯罪の予防を目的として、継続的に特定の場所に設置され、画像を撮影するカメラ装置及びその装置で撮影した画像を記録する装置をいう。
- (2) 分譲マンション 蟹江町内に所在する戸数が10戸以上の分譲マンションをいう。
- (3) 賃貸共同住宅 蟹江町内に所在する戸数が10戸以上の賃貸共同住宅（公的住宅及び社宅、官舎、寮等の給与住宅を除く。）をいう。
- (4) 駐車場 次の要件のいずれも満たす駐車場をいう。
  - ア 蟹江町内に所在すること。
  - イ 分譲マンション若しくは賃貸共同住宅の駐車場又は自動車の貸し駐車場であること。
  - ウ 10台以上の自動車が駐車可能であること。
- (5) 共用部分等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分（賃貸共同住宅にあつては、居住部分以外で居住者の全部又は一部の共用に供されるべき建物の部分）をいう。

- (6) 公共の場所 道路、公園、広場又は鉄道若しくは軌道の駅の自由通路など不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新たに防犯カメラ等を購入し、分譲マンション、賃貸共同住宅の共用部分等、駐車場又は公共の場所に設置する事業（第4条第1項第1号から第3号の補助対象者については、自己が管理又は有している分譲マンション、賃貸共同住宅の共用部分等及び駐車場へ設置する場合のみとし、既に設置しているものに接続し、又は付け替える場合を除く。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 分譲マンションの管理組合
- (2) 賃貸共同住宅の所有者
- (3) 駐車場の所有者
- (4) 蟹江町嘱託員及び嘱託補助員設置規程（昭和56年規程第2号）別表1に定める区域の区及び町内会

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 町税を滞納しているとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するとき。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラ等の設置に要する費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 維持又は管理に要する費用
- (2) 地代及び占用料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助対象経費として不適当と認める

もの

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、第4条第1項第1号から第3号までの補助対象者にあつては5万円、第4条第1項第4号の補助対象者にあつては10万円を限度とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、第4条第1項第1号から第3号までの補助対象者にあつては補助対象者につき1回限り、第4条第1項第4号の補助対象者にあつては補助対象者につき1年度中に1回限りとする。

3 同一年度内に同一敷地内への補助は1回限りとする。

(遵守事項)

第7条 補助対象者は、補助対象事業を実施しようとするときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) プライバシー保護誓約書(様式第1号)に規定するプライバシー保護に関すること。
- (2) 犯罪抑止効果を高めるため、防犯カメラが稼働している旨を記載したプレート等を駐車場の周囲からよく見える位置に設置すること。
- (3) 防犯カメラ等を設置する場合は、地域の防犯カメラとして機能するよう、公共の場所を撮影する面積が撮影面積全体の概ね3分の1以上になるように努めること。
- (4) 防犯カメラ等の設置から3年間は、その利用を継続すること。
- (5) 地域の自主防犯活動に積極的に参加するよう努めること。
- (6) 町職員による防犯カメラ等の設置状況の検査に協力すること。
- (7) 警察署の防犯診断又は防犯設備士の助言を受け、効果的に防犯カメラ等が設置されるように努めること。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、補助金の交付の決定を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費が分かる見積書の写し

- (2) 設置する防犯カメラ等の概要が分かる図面、カタログ等
- (3) 防犯カメラ等の設置場所の現況写真及び付近見取図
- (4) プライバシー保護誓約書
- (5) 防犯カメラ運用規定
- (6) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
- (7) 第4条第1項第4号の補助対象者にあつては、防犯カメラの設置が行政区の総意であることを証する総会又は役員会の会議録の写し等  
（決定及び通知書類）

第9条 町長は、補助金交付申請書の受付を先着順に行う。

- 2 町長は、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、これを超えるときは申請の受付を停止し、それ以降の申請を受け付けない。
- 3 町長は、前条の補助金交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、その結果を補助金交付決定通知書（様式第4号）又は補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
- 4 町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。  
（計画変更等）

第10条 前条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請内容を変更する場合又は防犯カメラ等の設置を中止しようとする場合は、計画変更・中止承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更内容が明記された書類及び変更内容についての資料
  - (2) 交付決定通知書又は直近の計画変更・中止承認決定通知書（様式第7号）の原本
- 2 前項の変更等の申請において、補助金の交付決定額を増額することはできない。
  - 3 町長が、第1項の承認をする場合は、計画変更・中止承認決定通知書によるものとする。  
（実績報告書）

第11条 補助事業者は、補助対象事業を完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日（その日が休日（蟹江町の休日を定める条例（平成元年蟹江町条例第23号）第1条第1項に規定する蟹江町の休日をいう。以下同じ。）に当たる場合は、その直前の休日でない日）のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、当該期間中に提出がなかったときは、当該交付の決定で得た権利は、失効する。

- (1) 防犯カメラ等の購入等に係る契約書又は領収書
- (2) 設置した防犯カメラ等の現況写真  
（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の実績報告書の提出に基づき、補助対象事業の完了を確認したときは、補助事業者からの補助金交付請求書（様式第9号）により、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還請求）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が支払われているときは、その返還を請求するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年要綱第18号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年要綱第22号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年要綱第4号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

プライバシー保護誓約書

年 月 日

蟹江町長 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事業所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

蟹江町防犯カメラ等設置費補助金の交付を受けて設置する防犯カメラ等に関し、当該防犯カメラで撮影される者のプライバシーを保護するため、その運用について次の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 防犯カメラ等の管理責任者及び取扱担当者を指定し、それ以外の者による防犯カメラの操作及び録画データの取扱いを禁止し、その運用に関する規定を定めます。
- 2 防犯カメラの運用にあつては、特定の個人及び住宅などを撮影することにより、個人のプライバシーを侵害することのないよう配慮します。
- 3 録画装置は屋内又は施錠設備のある場所で管理し、録画データは保存期間を定め、保存期間終了後は遅滞なく廃棄します。
- 4 撮影は犯罪の防止を目的として行い、画像から知り得た情報は外部に漏らしません。
- 5 犯罪捜査を目的として、捜査機関から文書により画像の提供依頼を受けた場合は、画像の提供に協力します。
- 6 防犯カメラ及び録画装置の設置及び運用に関して苦情や問い合わせを受けたときは、誠実に対応します。

様式第2号（第8条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

蟹江町長 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事業所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

（連絡先 \_\_\_\_\_）

蟹江町防犯カメラ等設置費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容（着手及び完了予定日についても記入してください。）

3 補助金交付申請額

円

4 防犯カメラ等の設置場所及び台数

機器	設置場所	台数
防犯カメラ		台
録画装置		台

※ 添付書類 蟹江町防犯カメラ等設置費補助金交付要綱第8条に掲げる書類  
・・・町税等滞納状況調査同意書・・・

蟹江町防犯カメラ等設置費補助金交付要綱に定める補助対象者であることを確認するため、町税等滞納状況について調査することに同意します。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_



様式第3号（第8条関係）

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

蟹江町長 殿

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事業所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を蟹江町長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の構成員ではないが暴力団と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者
  - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、蟹江町長に報告し、警察に通報します。

様式第4号（第9条関係）

補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

蟹江町長

年 月 日付で申請のあった蟹江町防犯カメラ等設置費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、蟹江町防犯カメラ等設置費補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

1 補助金の額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助金を当該補助対象事業以外の目的には使用しないこと。
- (2) 蟹江町補助金等交付要綱及び蟹江町防犯カメラ等設置費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第5号（第9条関係）

補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

蟹江町長

年 月 日付で申請のあった蟹江町防犯カメラ等設置費補助金については、次の理由により交付しないことに決定したので、蟹江町防犯カメラ等設置費補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

（交付しない理由）

様式第6号（第10条関係）

計画変更・中止承認申請書

年 月 日

蟹江町長 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事業所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

（連絡先 ）

年 月 日付 第 号にて補助金の交付の決定を受けた  
防犯カメラ等の設置について、蟹江町防犯カメラ等設置費補助金交付要綱第  
10条第1項の規定により、次のとおり変更等の承認を申請します。

（変更等の内容及びその理由）

様式第7号（第10条関係）

計画変更・中止承認決定通知書

第 号  
年 月 日

様

蟹江町長

年 月 日付で申請のあった蟹江町防犯カメラ等設置費補助金事業の計画の変更等について、次のとおり承認することに決定したので、蟹江町防犯カメラ等設置費補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

（承認内容）

様式第8号（第11条関係）

実績報告書

年 月 日

蟹江町長 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事業所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

（連絡先 ）

年 月 日付 第 号にて補助金の交付の  
決定を受けた防犯カメラ等の設置が次のとおり完了したので報告します。

1 設置完了日

年 月 日

2 添付書類

- ・防犯カメラ等の購入等に係る契約書及び領収書
- ・設置した防犯カメラ等の現況写真

様式第9号（第12条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

蟹江町長 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事業所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

（連絡先 ）

年 月 日付 指令第 号で交付決定通知のありました件について、交付されたく請求します。なお、補助金は、次の口座にお振込みください。

請求額 金 円

振込先口座

振込先 金融機関	銀行 本店		
	信用金庫 支店		
	信用組合 出張所		
	農協		
預金種目	普通・当座 (○で囲む)	口座番号	
	フリガナ		
振込口座	氏 名		

※通帳の名義人が分かる部分の写しを添付してください。

様式第10号（第13条関係）

補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

蟹江町長

年 月 日付 指令第 号で交付の決定をした蟹江町防犯カメラ等設置費補助金について、次のとおり交付の決定を取り消したので、蟹江町防犯カメラ等設置費補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

1 取り消しの内容

2 取り消しの理由